

## 町・県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の減免のお知らせ

7月の2度にわたる記録的な豪雨により、町民の多くの財産が被災したことに伴い、令和6年度の町税の一部を減免することになりました。

### 町税等の減免について

#### 1. 減免の対象となる人

##### ○町・県民税 ○国民健康保険税

災害によりその者の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額がその価額の100分の30以上である方で前年の所得別で減免いたします。

なお、農業者の場合は、農作物の被害（農作物共済金、収入保険金の支払い後）が平年の農業収入の30%以上となる場合、前年所得別で減免対象となります。

##### ○固定資産税（土地・家屋・償却資産）

災害により被害を被った固定資産が流失、水没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合において、被害割合別に掲げる率を税額に乗じて得た額を軽減し、減免いたします。

##### ○軽自動車税

災害により被害を受け、相当の修繕費を要すると認められる軽自動車について、修繕費の別により減免いたします。

※ 上記の内容は簡易的に表記しておりますので、詳細につきましては、町民税務課、賦課納税室窓口までお問合せの上、申請願います。

7月以降の納期の分を対象とします。

#### 2. 申請の期限及び方法

申請期限 令和6年10月31日（木） 期限厳守

裏面の申請書を記入の上、お持ちの方は被災状況がわかる写真等、被害額がわかるもの及び印鑑を持参ください。

申請いただいた後、減免の対象となる方については、後日、納税額の減少、還付のお手続き等、通知いたしますが、対象外の方につきましては通知いたしません。

ご了承くださいるようお願いいたします。

問合せ先 最上町町民税務課

賦課納税室 43-2014